

学校経営のポイント

“教師力”の土台となる対人関係能力を磨く

若井 彌一

去る6月20日、いわゆる「教育関連3法」改正法案が、参議院本会議において自民党と公明党の賛成多数で可決・成立した。

このなかには、教育職員（教員）免許状に更新制を導入すること等を内容とする「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」が含まれている。

“教員免許の更新制”法案が可決・成立

この法律案の概要では、その「趣旨」を、「教育基本法の改正、中央教育審議会の答申等を踏まえ、教育職員の免許状に更新制を導入するとともに、指導が不適切な教諭等に対する人事管理に関する規定を整備する等の所要の改正を行う」というように説明している。

この説明文中の「指導が不適切な教諭等」は、通称「指導力不足教員」と呼ばれているが、この「指導力不足教員」についての人事上の特別措置が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（「地方教育行政法」と略）に追加されたのは、平成13年6月20日（公布）であった。今回の教育関連3法の改正法案が可決・成立した日は、それから6年目にあたる。

指導力不足教員の問題は、いわゆる「学級崩壊」等との関連でマスコミ等で大きく取り上げられるようになり、当時の「教育改革国民会議」でも検討課題となり、その後、あれよあれよという感じで地方教育行政法の一部改正のはこびとなった。

この地方教育行政法の一部改正で、教員に関しては一区切りかとも思われたのだが、そうではなかった。より大きな法網化（法の網かけ）を内容とする教員免許の更新制の導入が「改革課題」の1つとし

て取り上げられていく。しかし、さすがにこの問題については、中央教育審議会も慎重であった。平成14年2月21日の答申「今後の教員免許制度の在り方について」においては、教員免許更新制度の導入について結論を先送りしている。

教員養成・研修の新たな課題

中教審答申（平成14年2月21日）以降の流れについては、大方の知るところであるから説明を省く。今国会での教育関連3法改正法案の審議が不十分であったとの印象は否定できないが、教育関係者も、国会の結論は結論として受け止め、今後の備えが必要である。

最近の教員に対する注文には、なるほど「無理難題」の類も含まれていることは確かであるが、むしろ、それらがすべてではない。学校教員が、教える教科内容等について十分な知識・理解・技能等を備えていることは当然として、これまではとくに意識的な取り組みをしてこなかった対人関係能力を向上させることが重要な課題となっていることを強調しておきたい。

「教科の専門家」という伝統的な権威の上で安住することは、もはやできない時代である。そのような時代認識をもって児童・生徒とその保護者等に対して、簡にして要を得た対応ができる実践的かつ総合的な力（さわやかな説明力がとくに重要）を磨くことを、教員の養成（学部・大学院）段階での課題とするとともに、教員の研修においても、教育委員会等でとくに自覚的に取り上げていくことを課題としていかななくてはならない。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●好評新刊！● 小島宏【編】石井謙一【法律監修】 B5判 220頁・定価 2500円 教育開発研究所

★教育・法律の両視点で徹底解説！『「保護者宛文書」トラブル回避術』

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』 上越教育大学附属小学校【著】
B5判 215頁・定価 2520円